

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十七号）（県立学校人事課）

一 趣旨

市町村立学校職員給与負担法の一部改正によりさいたま市の義務教育諸学校等の教職員が県費負担教職員から除外されることに伴い、並びに高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定するための改正

二 内容

学校職員の定数の改定

三 施行期日

平成二十九年四月一日